広報
わしま

発行
和島村役場企画課
発行日
昭和50年12月1日
印刷所
西山町　三共印刷

— 人口の動き —

10月末日現在
（　）は9月末との比較

人口	5,882人	（－ 3人）
男	2,884人	（± 0人）
女	2,998人	（－ 3人）
世帯	1,269世帯	（± 0）
出生	2人	死亡　1人
転入	10人	転出　13人

和島村発足二十周年記念式典が行われました

式典は十一月五日午前九時半から総合福祉センターに、合併当時の旧両村の三役始め合併促進委員、合併以来の元三役退職々員、現村義，区長各種団体代表等百四十有余人が出席して簡素ながら厳粛のうちに行なわれました。式典にさきだち新潟日報論説委員長の「これからの日本経済」と題する記念講演があり引きつづき十一時から新潟県知事代理（地方課長補佐）坂田知治県監査委員（元三古地方事務所総務課長）の臨席を得て開式しました。

式は村長の式辞に始まり、二十年の歩みの報告のあと、来賓から「小規模合併ではあるが、理想的に立派に出来ました。また調和のとれた環境を保全しながら今後益々発展が期待される」との嬉しいおほめの言葉がありました。引続き昭和五十年度表彰並びに今併記念表彰が行なわれ、つぎの皆さんに表彰状と記念品が伝達されました

▽村政功労表彰者
◎菊地　弘　議会議員
◎大久保仁一郎　議会議員
◎池田泰夫　農業委員
◎早川喜一　元収入役
◎田口ヒサヲ　元保健婦
◎川瀬俊一　元職員
◎小林謹二郎　元職員

▽善行表彰
北日本食品工業㈱
金百万円寄付

なお「二十年の歩み」と題し記念誌を発行し、村内全世帯に記念品と共に配付いたしました。

村長式辞

菊花薫るこの好時節の佳き日、玆に新潟県知事代理官殿を始め多くの来賓各位をお迎えして和島村発足二十周年記念式典を挙行出来ますことは私の深く喜びとするところであります。

わたしたちの村は、昭和三十年三月三十一日、それまでの旧島田村、旧桐島村を合併し、「わしまむら」として発足いたしました、新村の理想といたしましたところは、明るく豊かで調和のとれた村づくりであります。これを建設の基本方針として先輩各位がひたすらこの道一筋に推し進められ、地方自治の確立に精進努力されました。かえりみますと昭和二十九年旧島田、旧桐島の両村が合併の足がかりとして組合立北辰中学校を創立し、こえて翌三十年町村合併促進法に基づく両村合併の議が具体化いたしました、農村の合併標準人口八千人に対し七、二四一人とやや足りないものの、部落人口の配置等、規模的、地域的に合併条件をみたしているとされながらもいろいろ困難がありました。

本日御臨席の坂田知治殿の適切な御指導と合併推進にかけられる熱意執念、これに応えて真剣にとり組まれた合併促進協議会委員の皆さん、更

【二頁へつづく】

健康よもやま
— かぜに注意 —

もしかぜをひいてしまったら何よりも最初が肝心です。かぜかなと思った時に仕事や学校を休み暖かくしている事が第一です。かぜは肺炎等の余病が恐ろしい訳ですが三、四日してよくならない時はお医者さんにみてもらいます。しかし治療を受けながら仕事で無理をしたり夜ふかし深酒をしては何にもなりません。薬は手助けと考え、安静、栄養、保温に気をつけ早目にかぜをなおすようにしましょう。

かぜをひきやすい季節になりました。かぜの原因はウイルス（かぜの原因となる病原菌）と寒冷刺激ですが、ふだんからの注意でかぜを防ぐ事も軽くすませる事もできます。

①充分な睡眠と充分な栄養を普段から心がけ抵抗力を貯えておきます。

②乾布まさつや冷水まさつで皮膚をきたえておく、赤ちゃんは風のない日でしたら肌を出して直接太陽にあててやりタオル等で皮膚をまさつしてやりましょう。洋服の着すぎは皮膚の抵抗力を弱めますから気をつけましょう。

③かぜの流行している時はうつる機会が多くなりますのでなるべく人混みには出ない。又外から帰ったら必ずうがいを実行しましょう

11月の心配ごと相談

日時……5日と25日
午前10時から午後3時まで
場所……福祉センター
内容……生活相談、医療相談、家事相談、児童相談、身障相談、職業相談ほか

児童手当 月額五千円に

九月まで児童手当は、月額四千円でしたが、十月より額が改定され月額五千円になりました。
（五十一年二月支払分より）

（郵便局よりお願い）
年賀はがきは12月20日までに

年賀はがきは例年12月21日までにとお願いしていましたが、今年は特に複雑な社会情勢を反映して郵便物の差出しが多く見込まれますので、年賀状が元旦に配達されるためには、12月20日までにお出し下さい。

郵便番号（宅名・差出人にも）をわすれずに書いてください、又迷子郵便物になりがちな子供あての郵便には肩書き（親の名前）を必ず書いて下さい。

工業統計調査にご協力を

この調査は、製造事業所について毎年行われているもので、今年も12月31日現在で行われます。

12月10日頃から該当事業所に次の方々が調査員として伺われますのでご協力をお願いします。

。旧桐島地区
早川国彦（島　崎）
。旧島田地区
小熊光雄（小島谷）

12月農業後継者研修計画

日曜	種目	内容	時間	場所
1 5 月	農業と法律及び税 農閑期の利用 料理実習（農産加工）	。農業にまつわる法（例、相続資産等）や税を知る 。農閑期をいかに利用するかを話しあう 。農産物加工の技術等	午前九時から十二時	普及所

農業後継者の方々へ

先般行ないました、農業後継者のアンケートで研修の場をつくってほしいとの要望が強くだされましたが、下記のとおり計画致しましたので参加下してください。

なお、出席を希望される方は前もって普及所か、役場産業振興課へ御連絡下さい。

今後、農業後継者研修計画表を毎月掲載しますのでどうぞご利用ください。

12月保健衛生行事

日曜	種目	対象	時間	場所
6 土	健康相談	家族計画又は健康について相談のある方	午前九時～十一時	福祉センター
8 月	リハビリクリニック	卒中後遺症者機能訓練	〃	与板保健所
11 木	妊婦検診	妊婦	午後一時三十分～三時	福祉センター
16 火	乳児検診	満三ヶ月以上の乳児	〃	〃
19 金	血圧相談	血圧の高い人で相談のある方	〃	〃

たばこは村内の小売店から買いましょう

村の財源として、大きな役割を果しています。

急ぐほど 減らす燃料 増す危険

【一頁より】

にまた、これにすべてを托された村民各位の理解が、めでたく実を結んで新生和島村として誕生いたしました。

合併して見れば、渓流が中流にそそぎ、大河となつて大海に至るが如く、源の流れの色別もなく渾然一体となつてまことに自然に和気あいあいとして融和してまいりました。

以来二十年の年月が過ぎ去りましたが、つい昨日のことのように鮮かに脳裏を去来いたします、此の間生みの悩みから育ての苦しみを味いながら村民一体となつて村づくりに励み、今日の村勢発展を見るに至りました。

合併当時の我が国は、戦後もようやく安定化し、今日の世界経済に確固たる地歩を築く素地、基盤が出来上つたときでありました、従つてこの年代以後の国内経済の伸長はめざましく、これに対応しながら村勢も伸長してまいりました。

しかしながらこの二十年間の前半は豪雪、風水害、地震等の連続災害に見舞はれましたがよくその困難に堪え地力を発揮して力強く立上つてまいりました。中頃に至つて国の経済成長にあわせて各種産業基盤の整備が進められましたが農業を立村の方針とするわが村は他町村に先がけて土地基盤整備を進め、見られるとおりの全耕地のほとんどが区画整理され美田として生れかわりました。一九七〇年代に入ってからは、大平洋ベルト地帯から、日本海時代への転換が叫ばれてきました。

村としてもこれに対応して長期総会開発計画を定め、人間尊重福祉優先の地域社会形成を目ざして次への飛躍を指向しております。今後望まれる姿としては、先づ生活関連社会施資本の整備であり社会福祉の充実であります。更にまた必要な事は公害のない環境の整備であります。豊かな生活の源泉は農林水産業を始めとする産業の振興であり農村工業導入を柱とした商工業の発展であります。これ等をおし進める原動力は、村の住民であり住民の頭脳であります そしてその心の源泉は教育文化の向上でなければなりません。

このように将来の和島村を展望しこれを実現することは二十年この方和衷協同して村勢発展に努められた村民の結集力にまつこと以外にございません。世界経済は、その動向はげしく尚余断を許しませんが漸く安定成長の時期に入いろうとしておりこの時にあたり国県の指導はもとより、村行政にたづさわる私共に対して村民各位のしったと激励が加えられることによつてすべてが可能であります、村民各位の御支援御協力を切にお願い申し上げます。終りに来資並びに御臨席の皆様より常日頃村に対してひと方ならぬ御厚情をいただき、まことに感激に堪えません。

今後尚一層の御指導御べんたつをお願い申し上げます。

経営移譲年金（農業者年金）
来年から支給開始!!

大正五年生まれの人が来年から経営移譲年金が貰えるためには昭和四十六年一月分から昭和五十年十二月分までの五年間の保険料を納めていること。来年一月以降に経営移譲（農業委員会へ届出）することが必要です。年金は経営移譲した月、もしくは六十歳になつた月のいずれか遅い月の翌月から支給されます。

例えば、大正五年一月生まれの人が昭和五十一年一月に経営移譲しますと、六十歳になるのも一月ですので、年金は二月分から支給されます。

又、大正五年十月生まれの人が昭和五十一年一月に経営移譲しますと、六十歳になるのは十月ですので、年金は十一月分から支給されます。

六十五歳になるまでに経営移譲しない場合には、経営移譲年金は支給されず、農業老令年金の支給になります。

大正六年、七年、八年、九年生まれの人は、保険料納付済み期間が五年以上あれば、経営移譲が出来、年金の受給資格が得られますが、年金の支給は、六十歳になつた月の翌月から支給されます。

なお、詳しいことは、農業協同組合か役場農業委員会へお問い合せ下さい。

柔剣道大会
盛大に実施!!

体育協会主催の村民柔剣道大会が、去る十一月九日福祉センターにおいて熱戦の火ぶたが切られました。当日は、寒かつたにもかかわらず、80名の選手は次々と気合のこもつた大熱戦を展開し、集まつた観集から惜みない拍手と声援をうけていました。

試合結果は、次のとおりです

一般の部			中学生の部			
3位	2位	1位	3位	2位	1位	
加勢久夫	片桐彰	松永幸雄	松永浩文	遠藤雅彦	本間貞昭	柔道
早川勝志			新保裕			
和田正己	笹川一則	久住郁夫	遠藤喜仁	松永聡浩	加勢芳彦	剣道
早川満雄			早川久十			

ママさん
大奮闘!!

十一月十六日福祉センターにおいて、恒列の公民館主催婦人バレーボール大会が開催されました。村長、婦人会長から激励をうけたママさんは終始大奮闘、Aクイック、Bクイックこそ出なかつたものの、大トロフイーめざして白球の応酬が続き、ウルトラC?の連続……

ママさんと観集にとつては、実に楽しい、ゆかいな一日だつたようです。

成績は次のとおりです。

一位　小島谷チーム
二位　島崎チーム
三位　北野チーム
努力賞　駅前チーム

自衛官募集!!

防衛庁では、2等陸、海、空士の募集を行なつています

又来春卒業予定の高校生も受付けております。

。応募資格

採用予定月の1日現在18才以上25才未満の男女

。待遇　初任給73700円（衣・食・住・医は無料）

。志願手続

志願票の請求及び提出先は市長村役場又は自衛隊地方連絡部及び同出張所

。試験日

地方連絡部から応募者に直接通知致します。

詳細については、役場企画課まで問い合せください。

子供の遊び場完成

このたび児童福祉事業の一環として事業を進めていました児童遊園が島崎地内に完成しました。

この施設は幼児・児童等に安全な遊び場を与えて、交通災害をはじめ、広く児童の事故を未然に防止するために設置しました。

遊具の主なものは、大型滑台・宇宙船ジム・八角ハント棒・ブランコ等で便所・水呑場もあります。

十二月一日から一般に開放しますがみんなの避び場ですからみんなの手できれいにして使いましよう。

とびだすな　あのみち　このみち　こうさてん

村の財政状況をお知らせします

毎年お知らせしております財政状況は、村の家計簿ともいわれているものですが、今回は、**昭和五十年度上半期分（四月一日～九月三十日）**の収支状況をお知らせいたします。

図中、カッコ内の数字は、予算額、上段数字は収入、支出済額です。

一般会計 (50・9・30)

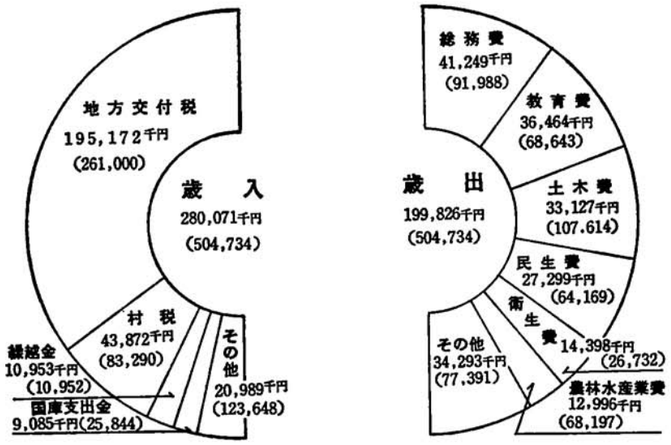

村税の状況

村税負担額

1世帯当り　62,383円

1人当り　13,452円

村債の状況

国民健康保険特別会計 (50.9.30現在)

歳入　　歳出　　(単位 千円)

区分	予算額	収入済額	収入割合
1. 国民健康保険料	44,609	17,756	39.8%
2. 一部負担金	1	0	0.0
3. 使用料及手数料	1	0	0.0
4. 国庫支出金	70,243	27,682	39.4
5. 県支出金	10	0	0.0
6. 財産収入	1,024	981	95.8
7. 繰入金	5,840	0	0.0
8. 繰越金	4,539	9,459	208.4
9. 諸収入	303	446	147.1
歳入合計	126,570	56,323	44.5

区分	予算額	収入済額	収入割合
1. 総務費	6,334	2,676	42.3%
2. 保険給付費	114,182	37,614	32.9
3. 保健施設費	3,957	1,752	44.3
4. 基金積立金	1,060	60	5.7
5. 公債費	1	0	0.0
6. 諸支出金	42	16	37.9
7. 予備費	994	0	0.0
歳出合計	126,570	42,118	33.3

保険料負担割合

年度	賦課額	1世帯当り負担額	1人当り負担額
	千円	円	円
49	35,636	42,424	11,859
50	43,889	53,523	15,139

水道事業会計 (50.9.30現在)

1. 収益的収入及び支出

収入

区分	前年度決算額	予算額	執行済額	執行割合
	円	円	円	%
水道事業収益	30,277,249	36,569,000	18,792,284	51.4

支出

区分	前年度決算額	予算額	執行済額	執行割合
	円	円	円	%
水道事業費用	30,244,638	34,560,000	15,846,690	45.9

2. 資本的収入及び支出

収入

区分	前年度決算額	予算額	執行済額	執行割合
	円	円	円	%
資本的収入	1,129,750	350,000	700,000	200.0

支出

区分	前年度決算額	予算額	執行済額	執行割合
	円	円	円	%
資本的支出	5,402,017	7,700,000	3,318,696	43.1

飲酒運転　しない　させない　新潟県

飲酒運転追放100日運動
（違反者名公表）

木枯しが吹く頃になりますと酒が恋しい期期になります。酒を飲んでの運転は悪いということは誰でも知っていることですが、飲酒運転による事故が後を絶ちません。

今年も昨年同様11月11日～来年の2月10日までの百日間を飲酒運転追放百日運動の期間として指導、取締りを行っております。

酒酔い運転は、いわゆる交通四悪のうちでも、もつとも悪質な行為であり重大事故につながる可能性の高いものです。

秋から年末年始にかけては、飲酒の機会が多くなります。村民一人ひとりの自覚のもとに、和島村から飲酒運転をなくしましょう

なお、新潟県知事からの依頼によりこの期間中、飲酒運転で検挙された者の住所、氏名などが、本紙紙上に公表することになりましたので一人でも登載されることのないよう、みんなで注意しましょう。

中小企業退職金制度に加入しましょう

制度のあらまし

この制度は退職金制度をもつことが困難な中小企業に、国の援助で大企業と同じような退職金を支払うことができるようにすることを目的としています。これにより中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定をはかり、中小企業の振興と発展に役立てることをねらいとするものです。

このたび、この制度が掛金及び退職金の増額などについて大幅に改正され十二月一日から実施されることになりました。この機会に雇用主と話し合い、全従業員で加入されるようおすすめします。

（有　利）

掛金は全額免税の扱いとなり、事業団の事務費等は全額国の費用でまかなわれるので納められた掛金は、運用利息を含めてその全部が退職金にあてられ、その退職金には、国から一定の補助金がつけられます。

（安全、確実）

この制度は、法律で定められた国の制度ですので、納付された掛金は安全に管理され退職金は確実に従業員に支払われるしくみです。

（手　軽）

毎月の掛金を会社ぐるみでお近くの金融機関に払込めばあとは事業団が一切の面倒をみてくれます。また掛金は月々八百円から一万円まで十九種類あり、企業の実態にあつた退職金づくりが出来ます

（加入できる企業）

常用従業員が一人以上から三百人以下の企業で資本金や業種には関係ありません。

（加入できる従業員）

原則として全従業員が加入できますが、事業主（社長）役員は加入できません。

（加入の手続）

加入の申込みは、所定の申込用紙に申込金（掛金一ケ月分）を添え金融機関の窓口に出すだけです。この申込金は契約が成立すると第一回（申込みをした月分）の掛金に当てられ、契約が成立すると、事業団から従業員個人ごとにつくられた「退職金共済手帳」を事業主に送ります。

申込用紙は役場産業振興課又は金融機関の窓口にありますのでお気軽に相談下さい。

（毎月の掛金）

掛金月額は先にも述べたとおり、八百円から一万円までの十九種類あり、そのうち一つを選んで従業員個人ごとに額を決めます。ただし一人、一つの掛金しか掛けられません。この掛金は全部が事業主の負担です。

（掛金の払込み）

毎月の掛金は「退職金共済手帳」により金融機関の窓口に払込みます。

（退職金の支給）

従業員が退職したとき、退職金共済手帳により退職した従業員がおこないます。請求された事業団は「退職金支払通知書」（証書）を、本人あてに直接送り、事業団の代理店で退職金（現金）を受け取ります。

以上制度のあらましについて述べましたが詳細については、役場産業振興課へお問い合せ下さい。

昭和五十年国勢調査結果概数
五千七百二十六人

十月一日現在で行なわれた国勢調査は無事終了いたしました、調査員の方々を始め皆さんのご協力を厚くお礼申しあげます。

県集計の人口概数は次のようにまとまりました。

四十五年比五・六%の減

総人口は五千七百二十六人で、男子二千七百九十九人、女子は二千九百二十七人となり、百二十八人女子の方が上回っております。

四十五年国勢調査と比較しますと、総数で三百三十七人の減少となりました。

三世帯の減少

世帯数は一千二百七十世帯で前回の調査より三世帯の減少になつています。

一世帯に四・五人

四十五年では、一世帯平均四・七六人であつたのが五十年では四・五一人となり、世帯は三世帯の減少となつたのに対し人口は三百三十七人の減少で核家族化の傾向が目立つています。

なおこの数値は概数であり今後国が公表する電算集計とは多少の増減があるかもしれません。

除雪にご協力を

冬も間近にせまつてきました。冬期間の交通を守るため国と県と村との間で除雪計画について協力体制ができました。

国道については建設省、県道については県が、村道については村が除雪を行ないます。また国県道の除雪については利用の多い路線を中心に次のように区分しております。

【建設省除雪区間】

国道一一六号線

【第二種除雪区間】

県道寺泊与板線…島崎四ッ角

【第三種除雪区間】

県道寺泊与板線…寺泊町界から島崎四ッ角までと小島谷駅前から阿弥陀瀬まで。県道郷本桐原停車場線。県道出雲崎柿ノ木小島谷線、県道久田小島谷線、県道町軽井上桐線。

一車線巾員で必要な待避所を設けることを原則とする。

なお県道の一部について村協力路線があり村道の除雪については村が担当します。

要望苦情は直接土木水道課へ

除雪車はすべて役場の指示で動いています。除雪車によつて建物などに損害を受けたときや除雪についての要望苦情は、運転手に話さないで直接役場土木水道課へご連絡下さい。（電話三一一一番。島田有線二三九―一五番）

こまる車の路上放置と冬期駐車禁示区間、除雪作業をやつていて一番こまることは車の路上放置です。道路上に車があると作業が遅れ作業計画全体に支障をおよぼしますので注意して下さい。また除雪車とすれ違つたり交差する車は危険防止と作業能率をあげるため多少遠くでも待機するよう協力してください。

公安委員会が定めた冬期間の駐車禁示区域及び期間は県道寺泊与板線（島崎早川材木店前から小島谷金山前まで）と県道与板北野線（荒巻火の見やぐら前より国道まで）で十二月一日から三月三十一日までの間です。

こわれやすいものと危険個所には赤布でしるしを。道路上や道路わきにこわれやすいものや危険な個所がありましたら赤布でしるしをしてください。雪が積ると見えにくくなり除雪してゆく雪の圧力でこわすことがあります。故障中の車についても赤布をつけてわかるようにするなど協力ください。

歩行者は事故防止に協力を除雪車が作業してきたら歩行者は待避所に待避し、又は除雪車の誘導員の指示に従つて事故防止に協力下さい。

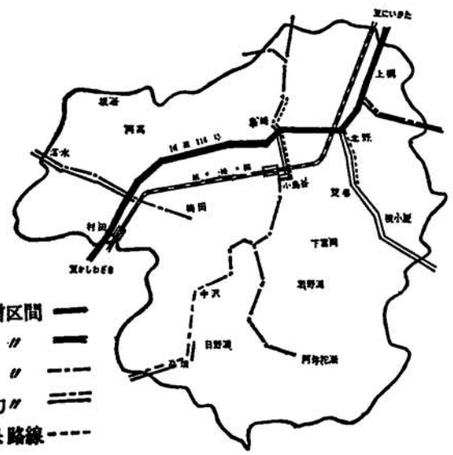

から小島谷駅前まで。県道与板北野線、二車線確保を原則とするが状況によつては一車線巾員で待避所を設ける

冬期間の水道管理は家庭で!!

◎消火栓の位置表示及び除雪

雪に埋没しておりますと、消火作業に支障をきたすばかりでなく、除雪機械や大型トラック等が接触し破損事故を生じやすいので「赤い旗」を立て、消火栓はいつでも使えるよう除雪をして下さい。

◎止水栓、メーター器の保護

最近止水栓やメーター器の箇所が破損する事故が多発しております。木や竹の棒を立てて位置の表示をし、車等のあがらないようにして下さい

◎事故の通報

水道は1秒の休みもなく流れております。冬期間は特に凍結等によつて、破損や漏水の事故が発生しやすく充分な注意が必要です。万一事故が発生した場合は、すぐに村内水道工事店に連絡をとり修理をして下さい。

（工事店）早勝工業所、和田せともの店、久住電気商会、夏戸屋、長谷川製作所、早川製作所、早川正吉、星電気工事店、北野屋農機具店

工事店は前記の通りですが、工事店の都合がつかない場合または夜間等、凍結破裂の場合、丙止水栓のある地区はメーター器の箱をあけ、丙止水栓をまず右に廻し、左図、矢印の方向にとまるまで締めて応急の処置をして下さい。水が止まります。修理が終つたら左に廻すと水は出ます。

◎メーターの検針について

積雪により検針が出来ない場合には、昨年度及び前月の使用量により料金を徴収し、消雪後検針を行ないその期間の料金を精算させて頂きます

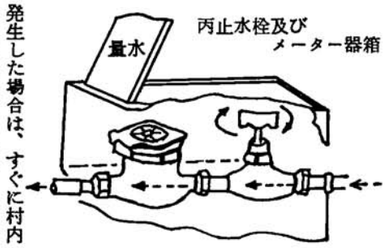

年末年始の防犯
青少年の非行化防止を!!

年末、年始は現金を扱う機会やお酒を飲む機会が多くなります。又不況の時節を反映して凶悪な犯罪があとをたちません。家庭では戸じまり等に十分気をつけて下さい。

又、年末年始は、学校や職場が休みで、放任しがちになり青少年の非行が目立つて多くなります。

青少年は周囲の環境に左右されやすく、おとな達は飲酒の機会が多くなり、これを見て自分も……ということになりかねません。「一杯（少し）くらいならいいじゃないか……」という安易な考えが非行につながります。

最近、各地で青少年の集団非行がひん発しております。家庭での注意で青少年を非行から守りましょう。

清掃センターよりお願い

現在不燃物（危険物）は、阿弥陀瀬地内の山中に埋立処理しておりますが最近特に多く投棄され満盛になりつつあります。今後の処理方法については、検討中ですが、一般家庭からの廃棄される物以外に、収集業者を通さず、直接自動車等によつて、持込まれる廃棄物が多量にあります。今後は収集業者以外の持込に対しては町村役場より「処理依頼票」を交付をしますから交付を受けてから廃棄して下さい。交付のない方は持ち帰りになります。

なお不明の点は役場住民課までお尋ね下さい。

又し尿汲取りについて、これから降雪期に入りますと、汲取り車の交通が不便となり皆さんに御迷惑をかけることが予想されます。

これからし尿汲取りを希望される方は、早めに申し出されるようお願いします。

手をかそう　ちっちゃな子どもと　お年寄り